

「司法試験合格者に係る係員級選考採用」受験案内

政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事する係員の採用試験

※ 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の合格者相当として任用されます。

1 選考の日程

受付期間	申込みは、インターネットにより行ってください。 3月16日（月）10:00～4月30日（木） [受信有効] ※ インターネット環境及びプリンターが必要になります。「6 受付から第1次試験日までの注意事項」（3ページ参照）をよく読んでください。
第1次選考	人事院において書類選考を実施します。
第1次選考通過連絡日	5月29日（金）16:00～
第2次選考期間	6月1日（月）～ 採用を予定する各省庁において行われます。

2 採用予定府省

採用予定府省については、別途、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）に掲載します。

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/sougou/saiyo_sougou02.html]

なお、採用予定のある府省であっても、必ず本選考から採用するものではありません。

3 受験資格

1996(平成8)年4月2日以降生まれの者で司法試験に合格したもの

(注) 受験資格審査及び第1次選考のため、次の書類のPDFを受験申込時に、原本を第2次選考の際に提出していただきます。

なお、提出しない場合は、受験が無効となりますので、遠方等のため証明に日数がかかる場合は早めに用意してください。

- ① 住民票記載事項証明書（6ページに記載している様式）
※ 必ず市役所等で証明を受けてください。
- ② 司法試験に合格したことを証明する書類（合格通知書、合格証書又は合格証明書）

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
※ 日本国籍を有する者であっても外国の国籍を有する者は、外務公務員になることができません。
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 選考試験地

第1次選考試験地・・・書類選考のみ行います。

第2次選考試験地・・・原則として、採用を希望する府省の本省庁において行われます。詳細は、第1次選考通過者に配布する資料に記載している各府省のHPを御確認ください。

5 試験の方法

	実施機関	試験種目	内容
第1次選考	人事院	書類選考	司法試験に合格したことを証明する書類（合格通知書、合格証書又は合格証明書）のコピーにより、司法試験の合格の有無を判定します。 <u>司法試験に合格している事実が確認できた方については、第1次選考を通過したものとして取り扱います。</u>
第2次選考	各府省	人物試験等	採用を予定する各府省において、人物試験（採用面接）を行います。

(注) 1 第2次選考については、同時期に行われる、国家公務員採用総合職試験の合格者を対象にした官庁訪問と合わせて実施される場合もあります。

2 第2次選考の際、府省によっては、人物試験以外に論文試験や筆記試験を課される場合もあります。

3 第2次選考の詳細は、第1次選考通過者に配布する資料に記載している各府省のHPを御確認ください。

6 受付から第2次選考までの注意事項

(1) 受付期間（インターネット申込み）

3月16日（月）10：00～4月30日（木）[受信有効]

4月30日（木）までに申込データを受信完了（下記（2）の②まで受信完了）したものに限り受け付けます。余裕を持って申込手続きを完了してください。

(2) 申込方法

(1) の受付期間中に、②まで受信完了する必要があります。②まで受信完了しなかった場合、受験申込が認められませんので御注意ください。

また、③の必要書類アップロードについても、②の受信完了後に御対応いただくこととなりますので、③に記載されている必要書類を事前に御用意の上、申込みをしてください。

① 人事院の申込専用メールアドレス宛に、申込みメールを送付する。

メール件名は「2026年度司法試験合格者に係る係員級選考採用 受験申込希望」と記載し、本文には「氏名」を記載してください。

申込専用メールアドレス〔 ninyouhan-koubo-u8f3<アットマーク>jinji.go.jp 〕

※ <アットマーク>は@に置き換えてください。

② 上記アドレスから返信されたメールに記載されている「申込用 Forms」から所定の情報を入力する。

①のメールの受信が確認できた方には、上記「申込専用メールアドレス」から「申込用 Forms」の URL を記載したメールを送信しますので、氏名・住所等の所定の情報を入力してください。

③に記載している必要書類のうち、住民票のある市町村と異なる地域に居住しているなどの事情により「住民票記載事項証明書」（その代替としての「住民票の写し」を含む）を提出できない場合は、「申込用 Forms」の所定欄にその旨を入力してください。

③ 人事院から送付された「ファイル転送サービス」に必要書類をアップロードする。

②の情報入力の確認できた方には、必要書類をアップロードするための「ファイル転送サービス」の URL を記載したメールを送信しますので、以下の【必要書類】の PDF をアップロードしてください。（アップロードする際は、資料の全てが確認できる状態となっているか（影になっているなどにより確認しにくい箇所はないか）を御確認ください。）

なお、原本については第2次選考時にも確認しますので、それまで廃棄しないようにしてください。

【必要書類】

- ・司法試験に合格したことを証明する書類（合格通知書、合格証書又は合格証明書）の PDF
- ・住民票記載事項証明書の PDF

(注) 1 住民票記載事項証明書の様式は、6ページに記載しておりますので、必ず住民票のある市役所等で証明を受けてください。

2 住民票のある市区町村と異なる地域に居住しているなどの事情により、住民票記載事項証明書がすぐに提出できない場合は、コンビニ等でも発行できる「住民票の写し（本籍地が記載されているもの）」、「戸籍抄本」又は「地方公共団体様式による証明書（本籍地が記載されているもの）」でも代替することができます。なお、代替書類を提出した場合であっても、第2次選考までに、人事院が定める「住民票記載事項証明書」の様式（6ページ）により、住民票のある市役所等で証明を受けてください。

(3) 申込に関する注意事項

ア 申込みは1回に限ります。

イ 申込方法に不明点がある場合や、「氏名（フリガナ含む）」、「生年月日」、「性別」、「電話番号」、「住所」など
(2)②で入力した情報の訂正を希望される場合は、人事院人材局企画課（5ページ参照）まで問い合わせてください。

ウ 入力の誤りや漏れがある場合には、補正を行うため適宜連絡をします（メール又は電話）。申込みをした日から5月29日（金）までの間、人事院からメール等を受信していないか、定期的に確認してください。補正できなかった場合には、受験申込の受理ができないことがあります。

(4) 第1次選考及び第2次選考に関する注意事項

ア 人事院において、提出された「住民票記載事項証明書の PDF（代替して提出されたものを含む。）」により、受験資格に該当していることを確認しますが、第2次選考においても「住民票記載事項証明書の原本」により確認を行います。

イ 第1次選考では、提出された「司法試験に合格したことを証明する書類（合格通知書、合格証書又は合格証明書）の PDF」により、司法試験合格の有無の確認を行います。

ウ ア及びイにより受験資格に該当、かつ、司法試験に合格していると確認できた方については、第1次選考を通過したものとして取り扱います。第1次選考通過者には、メールにて【5月29日（金）16:00】に通知します。その際、第2次選考の予約方法等を記載した資料も添付します。

第1次選考通過者であることを確認するため、送付されたメールを印刷したものを第2次選考に持参してください。

エ 第2次選考では、各府省において人物試験（採用面接）等を実施します。第2次選考の予約については、ウで送付したメールに添付されている資料を参照の上、各自で行ってください。

（原則として予約が必須であり、事前予約なしでは第2次選考を受けられない場合があります。）

オ 内々定解禁は、6月22日（月）15:00です。

7 個人情報の管理について

入力された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、人事院において適正に管理します。

また、第1次選考に通過すると、氏名、連絡先など採用を行うに当たって必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、各府省等国の機関に提供します。

なお、学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動等に資するために用いるものであり、試験の結果に影響を与えるものではありません。

8 採用・給与・勤務時間等

(1) 採用方法及び採用時期

各府省等では第1次選考に通過した者の中から、面接などを行って採用者を決定します。採用は、おおむね2027(令和9)年4月になります。

国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の合格者相当として任用されます。

なお、司法修習を受けながら国家公務員として勤務することはできません。

(2) 給与

採用当初の額は、306,720円です。

(注) 1 この額は、一般職の職員の給与に関する法律の規定によるもので、行政(一)2級11号俸が適用され、東京都特別区内に勤務する場合における2026(令和8)年4月1日の給与の例です。地域手当の支給されない地域へ行政職員で採用された場合には、255,600円です。

2 上記のほか、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当：扶養親族のある者に支給。子月額13,000円等

住居手当：借家(賃貸のアパート等)に住んでいる者等に、月額最高28,000円

通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額(1箇月当たり最高150,000円)等

単身赴任手当：採用・異動に伴ってやむを得ない事情により配偶者と別居した者等に、月額最高100,000円

本府省業務調整手当：本府省の業務に従事する者に、行政(一)2級の場合、月額10,800円

期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)：1年間に俸給等の約4.65月分

(3) 勤務時間・休暇

勤務時間は、原則として、1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇(年20日(4月1日採用の場合、採用の年は15日))。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等)及び介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度等があります。

9 問合せ先 (9:00~17:00(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。))

人事院人材局企画課 電話 (03) 3581-5311 (内線5712)

住民票記載事項証明書について

住民票記載事項証明書は、受験資格を確認するための、大切な書類ですので忘れずに提出してください。指定期日までに提出しない場合は、受験が無効になりますので、御注意ください。

必要事項を記入の上、住民票のある市役所等で証明を受けてください。

- ※ 申込受付開始日（3月16日（月））以降に発行されたものに限り有効です。
- ※ 証明を受けた後に、御自身での訂正等はしないでください。

証明を受ける際は、次の点に御注意ください。

- (1) 住民票記載事項証明書用紙に所要事項を記入し、窓口提出してください。
なお、印鑑が必要な場合がありますので持参してください。
- (2) ペン又はボールペン（黒又は青）を使って、ていねいに記入してください。
- (3) 証明手数料（おおむね300円程度）がかかりますので用意してください。

住民票記載事項証明書の記載例

住所	東京都千代田区虎ノ門2丁目	氏名	人事 太郎
	番地 2番 3号 号	生年月日	平成 〇年〇月〇日
本籍(都道府県名)	東京 <small>(都道府県)</small>	都道府県のみ記載	

<注意事項>

- ・ 住民票のある市役所等で証明を受けてください（申込時の住所と異なっていても差し支えありません。）。
- ・ 市役所等で証明を受けた後に修正・加筆等を行わないでください。
- ・ 申込受付開始日以降に発行されたものに限り有効です。

選考の名称	上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。 <small>(ただし、本籍の一部については省略している。)</small>
司法試験選考	令和 年 月 日 市区町村長 市役所等が記載する

（証明を受ける際、切り離してください。）

住民票記載事項証明書

住所	番地	都道府県
	番 号	
本籍(都道府県名)		都道府県

氏名	
生年月日	平成 年 月 日

選考の名称
司法試験選考

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。

(ただし、本籍の一部については省略している。)

令和 年 月 日

市区町村長